

生駒市水道事業管理規程第2号

生駒市水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成19年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市水道局職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市水道局職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「、休憩」を削る。

第2条中「職員とは」を「「職員」とは」に改める。

「第2章 勤務時間、休憩、休日、休暇等」を「第2章 勤務時間、休日、休暇等」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（勤務時間）

第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき40時間とする。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、管理者が定める。

（勤務時間等の割振り）

第4条 職員の勤務時間及び休憩時間の割振りは、次のとおりとする。

(1) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 休憩時間 正午から午後零時45分まで

2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の勤務時間及び休憩時間の割振りについては、管理者が別に定める。この場合において、1週間ごとの期

間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 削除

第6条の見出し中「時間」を「勤務時間等の割振り」に改め、同条中「前3条」を「第4条」に、「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間の割振り」に改める。

第7条中「業務上必要がある場合は、所定の勤務時間」を「管理者は、業務上必要がある場合は、第3条、第4条及び第9条に規定する勤務時間」に、「第9条」を「同条」に、「出勤」を「勤務」に改める。

第9条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

第9条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が業務のため必要があると認めるときは、週休日を他の日に振り替えることができる。

第12条第1項第1号中「20日」の次に「（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で管理者が定める日数）」を加え、同項第2号中「掲げる日数（」の次に「再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数。」を加え、同項第3号中「得た日数」の次に「（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数）」を加え、同

項第4号中「減じて得た日数」の次に「（この号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数）」を加え、同条第4項中「1時間」の次に「（再任用短時間勤務職員にあっては、1日又は1時間）」を加え、同条に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、次条に規定する1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。

第12条の次に次の2条を加える。

第12条の2 前条第1項第1号の管理者が定める日数は、20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、160時間に条例第2条第2項又は第3項の規定により定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第12条の3 前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第49条第2項中「非常勤の職員」の次に「（再任用短時間勤務職員を除く。

以下同じ。)」を加える。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。